

◎佐賀県条例第22号

佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例

佐賀県食品衛生条例（昭和34年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第50条第2項及び第51条に規定する基準、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項に規定する基準等を定めるとともに、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>（公衆衛生上講ずべき措置の基準）</u></p> <p><b>第1条の2</b> <u>法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準は、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合の基準（別表第1）又は危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準（別表第1の2）のいずれかによるものとする。ただし、これらの基準によることができないものであって、知事が特に公衆衛生上支障がないと認めるものについては、基準を緩和することができる。</u></p> <p><u>（手数料）</u></p> <p><b>第6条 略</b></p> <p><u>2 既に納付した手数料は、いかなる理由があっても還付しない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第51条及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項に規定する基準を定めるとともに、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定め、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。</u></p> <p><b>第1条の2 削除</b></p> <p><u>（手数料の徴収）</u></p> <p><b>第6条 略</b></p> <p><u>（手数料の減免）</u></p>

改正前	改正後
	<p><b>第6条の2</b> 知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、<u>手数料を減額し、又は免除することができる。</u> (手数料の還付)</p> <p><b>第6条の3</b> 既納の手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>依頼者又は申請者の責めによらないで既納の手数料に係る事務を行わなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他の事由により、知事が特に必要と認めたとき。</u></p>

別表第1を次のように改める。

**別表第1** 削除

別表第1の2を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>別表第2</b> (第1条の3関係) 法第51条に規定する営業の施設の共通基準 (1)・(2) 略 法第51条に規定する営業の施設の業種別特定基準 (1)～(14) 略 (15) 魚介類<u>せり</u>売営業 ア 施設は、荷卸場、<u>せり場</u>、冷蔵設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。 イ 荷卸場及び<u>せり場</u>には、自動車等の乗り入れを防ぐための必要な設備が設けられていること。 ウ 荷卸場及び<u>せり場</u>には、適当な場所に流水式の土足洗場が設けられていること。 エ 魚介類を床面に置かないようにするため、<u>せり台</u>、すのこ</p>	<p><b>別表第2</b> (第1条の3関係) 法第51条に規定する営業の施設の共通基準 (1)・(2) 略 法第51条に規定する営業の施設の業種別特定基準 (1)～(14) 略 (15) 魚介類<u>競り</u>売り営業 ア 施設は、荷卸場、<u>競り場</u>、冷蔵設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。 イ 荷卸場及び<u>競り場</u>には、自動車等の乗り入れを防ぐための必要な設備が設けられていること。 ウ 荷卸場及び<u>競り場</u>には、適当な場所に流水式の土足洗場が設けられていること。 エ 魚介類を床面に置かないようにするため、<u>競り台</u>、すのこ</p>

改正前	改正後
<p>その他適当な設備が設けられていること。</p> <p>オ 略</p> <p>カ 必要に応じて生食用鮮魚介類<u>せり売り</u>施設を設けること。</p> <p>(16) 魚肉<u>ねり</u>製品製造業</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(17)～(25) 略</p> <p>(26) <u>しょう</u>油製造業</p> <p>ア 施設は、原材料保存保管設備、原材料処理場、こうじ室、仕込場、発酵場、圧搾場、火入れ場、アミノ酸分解室、容器洗浄場、製品詰場、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、アミノ酸<u>しょう</u>油を製造しない施設にあっては、アミノ酸分解室を省略することができる。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 酒類製造業</p> <p>ア 略</p> <p>イ 製品詰場は、<u>しょう</u>油製造業の基準に準ずること。</p> <p>(29)・(30) 略</p> <p>(31) <u>めん</u>類製造業</p> <p>施設は、原材料保存保管設備、製造場、乾燥場、包装場、製品保存設備、運搬容器保管設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、<u>ゆ</u>でめん、<u>生めん</u>等を製造する施設にあっては、乾燥場を省略することができる。</p> <p>(32)～(34) 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p>	<p>その他適当な設備が設けられていること。</p> <p>オ 略</p> <p>カ 必要に応じて生食用鮮魚介類<u>競り売り</u>施設を設けること。</p> <p>(16) 魚肉<u>練り</u>製品製造業</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(17)～(25) 略</p> <p>(26) <u>しょうゆ</u>製造業</p> <p>ア 施設は、原材料保存保管設備、原材料処理場、こうじ室、仕込場、発酵場、圧搾場、火入れ場、アミノ酸分解室、容器洗浄場、製品詰場、製品置場、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、アミノ酸<u>しょうゆ</u>を製造しない施設にあっては、アミノ酸分解室を省略することができる。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 酒類製造業</p> <p>ア 略</p> <p>イ 製品詰場は、<u>しょうゆ</u>製造業の基準に準ずること。</p> <p>(29)・(30) 略</p> <p>(31) <u>麺</u>類製造業</p> <p>施設は、原材料保存保管設備、製造場、乾燥場、包装場、製品保存設備、運搬容器保管設備、給水施設、更衣所及び便所から構成されていること。ただし、<u>ゆ</u>で<u>麺</u>、<u>生麺</u>等を製造する施設にあっては、乾燥場を省略することができる。</p> <p>(32)～(34) 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p>

改正前			改正後		
納付義務者	手数料	額	納付義務者	手数料	額
1 法第26条第1項の規定による検査を受けようとする者	食品衛生法検査手数料	佐賀県衛生研究所手数料及び使用料条例（昭和47年佐賀県条例第8号）第2条に規定する手数料の額	1 法第26条第1項の規定による検査を受けようとする者	食品衛生法検査手数料	佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例（昭和47年佐賀県条例第8号）第2条に規定する手数料の額
2～15 略			2～15 略		
16 法第52条第1項の規定による魚介類せり売営業の許可を受けようとする者	魚介類せり売営業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円	16 法第52条第1項の規定による魚介類競り売り営業の許可を受けようとする者	魚介類競り売り営業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 21,000円 (2) 更新許可の場合 15,300円
17 法第52条第1項の規定による魚肉ねり製品製造業の許可を受けようとする者	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 16,000円 (2) 更新許可の場合 12,100円	17 法第52条第1項の規定による魚肉練り製品製造業の許可を受けようとする者	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 16,000円 (2) 更新許可の場合 12,100円
18～26 略			18～26 略		
27 法第52条第1項の規定による醤油製造業の許可を受けようとする者	しょうゆ製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 16,000円 (2) 更新許可の場合 12,100円	27 法第52条第1項の規定によるしょうゆ製造業の許可を受けようとする者	しょうゆ製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 16,000円 (2) 更新許可の場合 12,100円
28～31 略			28～31 略		
32 法第52条第1項の規定によるめん類製造業の許可を受けようとする者	めん類製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合	32 法第52条第1項の規定による麺類製造業の許可を受けようとする者	麺類製造業許可申請手数料	(1) 新規許可の場合 14,000円 (2) 更新許可の場合

改正前			改正後		
うとする者		10,000円	とする者		10,000円
33～38 略			33～38 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第6条の見出しの改正規定及び同条第2項を削る改正規定並びに同条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、この条例による改正前の佐賀県食品衛生条例第1条の2、別表第1及び別表第1の2の規定は、なおその効力を有する。